

地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定書

大島町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、大島町の地域循環共生圏の実現に向け、防災・減災、脱炭素なまちづくり及び持続可能な社会構築の推進に関し、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が防災、環境、エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」の推進を通じて、再生可能エネルギー等の利活用や脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、防災レジリエンスの強化及び脱炭素社会・循環型社会の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

- (1) 防災レジリエンスの強化に関すること
 - (2) 省エネ推進に向けた取組に関すること
 - (3) エネルギーの地産地消や面的利用等の推進に関すること
 - (4) 再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関すること
 - (5) 脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関すること
 - (6) 豊かな自然環境の持つ多様な機能・生物多様性の維持・向上に関すること
 - (7) 上記をはじめとした「地域循環共生圏」の実現を契機とする、環境・経済・社会の統合的取組の推進に関すること
- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の合意の上、決定するものとする。
- 3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。
- 4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲及び乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（法令の遵守）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（協定の見直し及び解除）

第6条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、双方の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

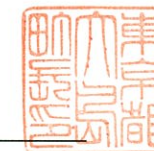
第7条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲及び乙が別途協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

2023年1月31日

甲：東京都大島町元町1丁目1番14号 乙：東京都新宿区新宿5丁目4番地9号
大島町 東京電力パワーグリッド株式会社
町長 常務執行役員 東京総支社長

三辻 利弘



菊地 康二

